

東大阪市の中小企業振興のフレーム

資料1

第2次総合計画 後期基本計画

将来都市像（令和2年）
「夢と活力あふれる 元気都市・東大阪」

【基本理念】

1. 人間尊重のまちづくり
2. 市民参加のまちづくり
3. 豊かさを創造するまちづくり

【施策の大綱】

1. 市民が主体となったまちづくり
2. 市民文化を育むまちづくり
3. 健康と市民福祉のまちづくり
4. 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり
5. 安全で住みよいまちづくり

第21節 モノづくりが元気なまち

- 1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます
- 3 モノづくり企業の販路開拓を応援します
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます

第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- 2 金融面から産業活動を支援します
- 3 経済施策情報を分かりやすく発信します
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します

第22節 買い物しやすいまち

- 1 特色ある商業集積地づくりを支援します
- 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

- 1 働きがいのある労働環境づくりを支援します
- 2 安心して働ける労働環境づくりを支援します
- 3 若者の就業を応援します
- 4 就職に困っている人の雇用を促します
- 5 高齢者の生きがい就労を応援します

第23節 農業と農地空間を大切にすまち

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
- 3 農業と農地空間の担い手を育てます
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めます

部門別計画に基づく事業展開

重点事業

実施計画事業
市政マニフェスト事業

東大阪市中小企業振興条例

中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにするとともに、本市が市内中小企業を重視し、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして位置づけ、中小企業振興に関する施策を総合的に推進

【基本理念】



【中小企業振興のための施策】

1. 産業集積の活性化及びネットワークの強化
2. 住工共生のまちづくり
3. 販路拡大
4. 経営資源の強化
5. 人材の育成・事業承継
6. 資金調達の円滑化
7. 創造的な事業活動の促進
8. グローバル化
9. 労働環境の整備
10. 情報発信

東大阪市中小企業振興会議

振興会議の設置（第10条）

事業者、市民、学識経験者、関係団体、行政等の幅広い関係者で構成

- ・振興条例の改廃に関する事項
- ・施策の実施等に関する事項
- ・中小企業の振興に係る重要事項
…などについて議論

（振興条例）
地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現

（総合計画後期基本計画）
活力ある産業社会を切り拓くまちづくり
（まち・ひと・しごと創生総合戦略）
産業振興により雇用を提供する